第二十六条を第三十七条とし、第二十五条を第三十六条とし、第二十四条を第三十五条とする。

第二十三条中「国土交通省令」を「国土交通省令・厚生労働省令」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十二条第二項中「国土交通省令」を「国土交通省令・厚生労働省令」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十一条を第三十二条とし、第二十条を第三十一条とし、第十九条を第三十条とする。

第十八条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号中「第二十七条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第十七条第一項中「高齢者円滑入居賃貸住宅」を「サービス付き高齢者向け住宅事業」に、「第十二条から第十四条まで」を「前節」に改め、同条第三項中「国土交通省令」を「国土交通省令・厚生労働省令」に改め、同条第四項中「第四条から第九条まで及び第十五条」を「第五条から第十三条まで」に改め、同条を第二十八条とする。

第二章第二節を同章第五節とする。

第十五条及び第十六条を削る。

第十四条第一項中「登録住宅の賃貸人が第七条第一項各号（第二号を除く。）」を「登録事業者が次の各号」に改め、「に至った」を削り、「その」を「その登録事業の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第八条第一項第一号、第三号、第五号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。

二　登録事業者が次のイからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該イからハまでに定める者が、第八条第一項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当するに至ったとき。

イ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合　法定代理人

ロ　法人である場合　役員又は第八条第一項第七号の政令で定める使用人

ハ　個人である場合　第八条第一項第八号の政令で定める使用人

三　不正な手段により第五条第一項の登録を受けたとき。

第十四条第二項中「登録住宅の賃貸人」を「登録事業者」に、「その」を「その登録事業の」に改め、同項第一号中「第十条」を「第九条第一項又は第十一条第三項」に改め、同条第三項中「登録住宅の賃貸人」を「当該登録事業者であった者」に改め、第二章第一節中同条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（所在不明者等の登録の取消し）

第二十七条　都道府県知事は、登録事業者の事務所の所在地又は当該登録事業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できない場合において、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該登録事業者から申出がないときは、その登録事業の登録を取り消すことができる。

2　前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

第十三条第一項中「第五条各号に掲げる事項」を「登録事業者」に改め、同条第二項中「登録事項」を「登録住宅の賃貸人」に、「登録住宅が第六条第一項各号」を「登録事業が第七条第一項各号」に、「登録住宅の賃貸人」を「登録事業者」に、「登録住宅を」を「登録事業を」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　都道府県知事は、登録事業者が第十五条から第十九条までの規定に違反し、又は第二十条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、当該登録事業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第十三条を第二十五条とし、同条の前に次の節名及び一条を加える。

第四節　監督

（報告、検査等）

第二十四条　都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下この項において「管理等受託者」という。）に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している登録住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。

3　第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

（地位の承継）

第十一条　登録事業者がその登録事業を譲渡したときは、譲受人は、登録事業者の地位を承継する。

2　登録事業者について相続、合併又は分割（登録事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりその事業を承継した法人は、登録事業者の地位を承継する。

3　前二項の規定により登録事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4　第九条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項中「第二十六条第一項又は第二項」とあるのは、「第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

（廃業等の届出）

第十二条　登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日の三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一　登録事業を廃止しようとするとき。

二　登録事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散しようとするとき。

2　登録事業者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3　登録事業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至ったときは、第五条第一項の登録は、その効力を失う。

一　登録事業を廃止した場合

二　破産手続開始の決定を受けた場合

三　登録事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合

第十二条の次に次の二条及び二節を加える。

（登録の抹消）

第十三条　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業の登録を抹消しなければならない。

一　登録事業者から登録の抹消の申請があったとき。

二　第五条第二項又は前条第三項の規定により登録が効力を失ったとき。

三　第二十六条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項の規定により登録が取り消されたとき。

2　都道府県知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を、当該登録に係る登録住宅の存する市町村の長に通知しなければならない。

（名称の使用制限）

第十四条　何人も、登録住宅以外の賃貸住宅又は有料老人ホームについて、登録サービス付き高齢者向け住宅又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第二節　業務

（誇大広告の禁止）

第十五条　登録事業者は、その登録事業の業務に関して広告をするときは、入居者に提供する高齢者生活支援サービスの内容その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。